

基本的事項等に関する論点整理（案）

- 第1回検討委員会でいただいたご意見、過年度の調査結果等を踏まえて、基本的事項に関する論点を「Ⅰ. 基本的事項に関する論点」として整理した。
- また、第1回検討委員会でいただいたご意見のうち、基本的事項以外の制度全般に関するご意見や制度の運用に関するご意見については、「Ⅱ. 環境影響評価制度の円滑な実施に向けて」としてまとめた。

Ⅰ. 基本的事項に関する論点

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

論点1：複数案の設定について

- 計画段階配慮事項の検討に当たり、位置・規模又は構造・配置に関する複数案の設定について、リプレース※の場合は複数案の設定が難しいことへの対応。
- 民間事業を中心に、形式的な複数案の設定にとどまっている事例が見られることへの対応。
- 特に、近年の案件の大部分を占める風力発電事業について、複数案を設定しない事例において、計画の熟度が低く具体化していないことがその理由としてあげられていることへの対応。

※「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（平成25年3月改訂、環境省）では、「既設発電設備の老朽化に伴い火力発電所を更新する事業」をリプレースとしている。また、「風力発電所のリプレースにおける環境影響評価手法の合理化に関する検討報告書」（平成27年1月、環境省）では、「老朽化した設備を設備利用率の高い新しい設備に更新すること」をリプレースとしている。

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

<第1回検討委員会における意見>

- 平成23年の法改正において、配慮書手続は、複数案の検討のために導入したようなもの。複数案の検討状況を点検すべき。
- リプレース事業の対応についても点検の視点とすべき。

<環境影響評価図書の分析の結果>

- 風力発電事業については「範囲を広めに設定する」複数案としている事例が多く、計画の熟度が低く具体化していないことを理由に、位置や配置等の複数案を設定しない事例が半数以上を占めていた。

○それ以外の事業では、複数案が設定されている事例が多く、単一案としている事例については既存環境の利用等が挙げられていた。

<地方公共団体からの意見>

- 民間事業を中心に現実的に複数案の設定が困難であることや、形式的な複数案の設定にとどまっている等の意見があった。効果的な運用を疑問視する意見もあった。
- 複数案の設定が困難な場合には、設定しなかった理由に加え、対象事業の位置・規模等を決定するに至った経緯や、計画段階で事業者が検討した環境配慮に係る記載を充実させるなど、住民にとって意味のある環境アセスメントとなるよう取り組む必要があるとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 火力発電所では、環境影響の回避・低減の余地が小さい「煙突の高さ」の複数案が設定されることが多く、効果的な環境影響の比較・検討が困難であることから、計画段階環境配慮書手続きについて、計画の早期段階において、環境影響を回避・低減できる余地の大きな複数案が適切に設定されるような対応が必要。(千葉県)
- 民間事業者が風力発電所の新設又はリプレースを行う場合は発電事業を行うことが前提であることから、事業特性上、ゼロオプションを複数案に含めることは現実的ではないため、原則として不要であることを明確にすることが必要。(日本風力発電協会)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成 25 年 3 月改訂、環境省)
- 「風力発電所のリプレースにおける環境影響評価手法の合理化に関する検討報告書」(平成 27 年 1 月、環境省)

論点 2 : 配慮書手続における調査、予測及び評価について

- 配慮書段階では、柔軟な運用を想定し、簡易な予測手法の開発や定性的な予測によって評価することも可能ではないか。
- 複数案が設定されない場合において実行可能な範囲で回避・低減ができているかどうか判断できない事例があることへの対応。
- 「動物」「植物」について、分布等の情報が文献調査では困難な場合があることへの対応。

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

一 一般的留意事項

- (5) **調査**は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲(以下「調査地域」という。)の気象、水象等の自然条件(以下「自然条件」という。)及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件(以下「社会条件」という。)に関する情報を、**原則として国、地方公共団体等が有する**

既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。

(6) 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

(7) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。また、必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

<第1回検討委員会における意見>

- 配慮書手続は柔軟な運用を想定し、配慮書は様々なパターンが許容されるとされていた。改めて配慮書の趣旨を明確化すべき

<環境影響評価図書の分析の結果>

- 風力発電事業については、現地調査を実施せず、調査は既存情報及びヒアリングを実施した事例がほとんどを占めており、既存情報のみで調査を行っている事例も多かった。予測については、ほとんどの事例で定量的な予測がなされていた。評価については、項目ごとに評価を行っている事例が最も多かったが、総合的な評価を実施している事例があった。
- それ以外の事業では、ほとんどの事例で既存情報のみを用いて調査を行っており、それ以外の事例では現地調査を行っていた。予測については、半数以上の事例で定性的な予測のみがなされていた。評価については、項目ごとに評価を行っている事例が最も多かった。

<地方公共団体からの意見>

- 簡易な予測手法で行うことが可能であることを記載してはどうかという意見があった。
- 複数案が設定されていないケースの評価において、今後検討する措置がどのようなものか不明にもかかわらず、実行可能な範囲で回避又は低減できていると評価されており、適正かどうか判断できないという意見もあった。
- 「動物」「植物」について、猛禽類の営巣地に関する情報等が不足しており文献調査では困難

との意見があった。

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”のリニューアル」（平成29年7月、環境省総合環境政策局環境影響評価課）

論点3：配慮事項の範囲について

- 既存の施設を更新し、環境負荷の低減が図られる「改善リプレース」の事業については、配慮事項を簡素化し、手続期間の大幅短縮について検討する必要性。
- 「温室効果ガス等」について、火力発電所事業において温室効果ガスが配慮事項として選定されない事例があることへの対応。

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

一 一般的留意事項

- (4) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、設定された複数案及び選定された計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに行うものとする。

二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

- (4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定事項については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

<第1回検討委員会における意見>

- リプレース事業の対応についても点検の視点とすべき。

<環境影響評価図書の分析の結果>

- 「生態系」については、ほとんどの事例で「重要な自然環境のまとまり」の場を抽出していた。抽出された項目は「天然記念物」「生息地等保護区」「自然公園」「自然環境保全地域」「鳥獣保護区」「保安林」「保護林」等でおおむね同じであった。
- 「景観」については、ほとんどの事例で「文化的景観」「歴史的景観」のいずれも抽出されていなかった。

<地方公共団体からの意見>

- 「温室効果ガス等」については、火力発電所事業であっても温室効果ガスが配慮事項として選定されない事例があるとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

- リプレースを行う風力発電事業については、送電線や道路が既に整備されており土地の改変

や工事中の環境影響が極めて限定的であること、また、既設の規模は変えず配置を変えるなどにより環境負荷の低減を図ることも十分可能であるため、諸条件を大きく変更しない場合は、配慮書手続きの省略や環境影響評価手続の簡素化などで迅速化できるようにしていただきたい。(日本風力発電協会)

- 配慮書段階で、発電事業において「温室効果ガス等」に関する事業者による十分な説明がなされていない。BAT 対応を理由に「温室効果ガス排出量」(事業の実施に伴い発電事業所自体が使用するエネルギーに伴って排出するものを含む)が計画段階配慮事項となっていないことへの対応が必要。(千葉県)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成 25 年 3 月改訂、環境省)
- 「風力発電所のリプレースにおける環境影響評価手法の合理化に関する検討報告書」(平成 27 年 1 月、環境省)

論点 4 : 配慮書手続における工事の実施に係る配慮事項の選定について

- 風力発電事業における工事用・管理用道路の整備のための改変を伴う場合等において、工事による重大な環境影響が生じるおそれがある環境要素を配慮事項として選定すること及び選定しない場合の理由の明示の必要性。

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

三 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に当たっての一般的留意事項

- (7) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定するものとする。

<環境影響評価図書分析の結果>

- ほとんど全ての事例において、工事の実施に係る影響要因の区分は選定されていなかった。
- 工事の実施に係る影響要因の区分を選定しなかった事例の約半数では、理由が明記されていなかった。

(参考：計画段階配慮手続に係る技術ガイド P.31)

- ・計画段階配慮の目的は、事業の実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることである。したがって、計画段階配慮の対象とする時期は、原則として、対象計画に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び供用時とする。しかし、工事中において、周辺環境に対して重大な環境影響が想定される場合は、必要に応じ計画段階配慮事項を選定する。
- ・ここで、「重大な環境影響が想定される場合」とは、工事による影響が著しく大きい場合、工事期間による影響が著しく長く継続する場合、工事が一時的であっても影響が長く続き回復に長期間を要する場合等

が想定される。

- ・なお、計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。）

<地方公共団体からの意見>

- 風力発電事業における工事用・管理用道路で改変を伴う場合等において、工事による影響が大きいと思われる環境要素の区分について、配慮事項として選定されていないとの意見が複数あった。

第二 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項

論点5：配慮書手続における意見聴取の期間について

- 地方公共団体の長への意見聴取を行う場合における適切な期間の考え方等を整理する必要性。

第二 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項

二 意見聴取に当たっての留意事項

- (1) 一般からの意見を求める場合は、その旨を、官報、関係地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネットへの掲載等適切な方法で公表するものとし、その際、「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」、「第一種事業の名称、種類及び規模」、「第一種事業の実施が想定される区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を公表内容に含める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。

<環境影響評価図書の結果>

- 一般からの意見聴取に当たってはおよそ 30 日間、地方公共団体の長からの意見聴取に当たってはおおむね 60 日以上の期間が確保されていた。

<地方公共団体からの意見>

- 主務省令によっては、都道府県が市町村の意見を聞いた上で事業者意見提出することになっており、審査の期間が十分ではないとの意見があった。
- 一般からの意見に対する事業者の見解が添付されておらず、地方公共団体の長が審査する場合に一般からの意見に配慮できないとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 県からの意見提出までの期間は 60 日程度とされているが、県が市町村の意見を聞いた上で回答する場合、市町村でも審議会等を経て意見を提出する場合があります、スケジュールが非常に厳しい。（千葉県）

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

論点6：環境影響評価項目の範囲について

- 最新の知見に基づく環境影響評価項目の検証が必要であり、また、必要に応じ項目や手法の簡略化や重点化を行う等、メリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定を行えるようにする必要性。
- 施設の更新に伴って、環境影響が低減する「改善リプレイス」の事業については、環境影響評価項目や手法を簡素化し、手続期間の大幅な短縮が可能となると考えられることへの対応。
- 風力発電事業の施設の稼働中の「低周波音」のうち可聴域以外のもの（超低周波音）及び風力発電事業の工食用資材の搬出入・建設機械の稼働中の「大気環境」等に係るものについて、影響のおそれが少ないとの研究成果・調査実績があり、参考項目としての取り扱いを検討する必要性。
- 「大気質」について、PM2.5や光化学オキシダントなど最新の知見に基づく研究の必要性。
- 「生態系」について、最新の知見に基づく適切な評価手法の検討の必要性。
- 「景観」について、対象とすべき眺望点の考え方が曖昧で評価が困難であるとの指摘がある一方、圍繞景観の観点や地域の人々の暮らしを含めた日常的景観の取り扱いの重要性。
- 「環境への負荷」について、廃棄物・温室効果ガスに関してライフサイクルでの評価を行う必要性及び環境負荷の対象範囲を明示することの必要性。

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

(3) 調査、予測及び評価は、選定された環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）ごとに行うものとする。調査、予測及び評価に当たっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用するものとする。

二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。

(2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「植物」及び「動物」に区分される選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「生態系」に区分される選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、アの調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法によるものとする。

(3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

<第1回検討委員会における意見>

○リプレース事業の対応についても点検の視点とすべき。

<地方公共団体からの意見>

○風力発電事業において、「超低周波音」、「低周波音」は平成29年5月に公表された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」に基づき削除について検討すべきとの意見があった。

○「大気質」について、光化学オキシダントやPM2.5に関して予測・評価手法を確立した上で、参考項目として盛り込むことが必要との意見があった。

○「生態系」については、適切な評価手法の検討が必要との意見や、参考手法に海生生物が含まれていないとの意見があった。また、いわゆる普通種への影響を評価することも重要ではないかとの意見があった。

○「景観」については、囲繞景観の観点が含まれていないことや住民の日常からみた景観が軽視される傾向にあるとの意見があった。また、対象となる景観の範囲を明示することが必要ではないかとの意見や、「文化的景観」・「伝統的建造物群」等も含めた方がよいのではないかとの意見があった。

○「環境への負荷」について、廃棄物・温室効果ガスに関してはライフサイクルでの評価を実施してもよいのではないかとの意見があった。また、環境負荷の対象範囲を明示した方がよいのではないかとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 過去の環境影響評価書や事後調査の報告書などの情報が公表されることにより、類似事例に基づいた根拠が明示でき、メリハリのある項目選定や手法選定に繋がる。(日本環境アセスメント協会)
- 知財の問題があり、データ等をそのまま公表されない場合でも、環境省等でとりまとめて、項目選定でメリハリをつける根拠となる知見が示されていると有用。(日本環境アセスメント協会)
- 審査側での環境影響評価におけるメリハリについての考え方の基準を示すなども有用である。(日本環境アセスメント協会)
- 風力発電事業において、「低周波音」については、可聴域の「騒音」としての評価と非可聴域の「超低周波音」としての評価に区分を分けるべきであり、環境影響評価項目としては、現行の「騒音・低周波音」を「騒音」と「超低周波音」の2つに区分することが必要。(日本風力発電協会)
- 風力発電事業において、「工所用資材の搬出入、建設機械の稼働、及び施設の稼働」に係る項目については、他事業地等で工事中に調査した結果、影響の程度が相当程度低い事が判明していることから、
 - 工所用資材の搬出入：窒素酸化物、粉じん、騒音、振動
 - 建設機械の稼働：窒素酸化物、粉じん、騒音、振動
 - 施設の稼働：超低周波音（主務省令事項）の項目について「項目の削除」、「項目選定の柔軟化」または「手法の簡略化」が必要。(日本風力発電協会)
- 「景観」については、対象とすべき眺望点の考え方や指標を整備し、該当しない眺望点是对象項目には選定せず、地元との合意形成時には必ず全ての計画においてフォトモンタージュなどを使用した説明を義務化するなど、環境影響評価手続以外の仕組みでの実行も可能なため、考え方の整理が必要。(日本風力発電協会)
- リプレースを行う風力発電事業については、送電線や道路が既に整備されており土地の改変や工事中の環境影響が極めて限定的であること、また、既設の規模は変えず配置を変えるなどにより環境負荷の低減を図ることも十分可能であるため、諸条件を大きく変更しない場合は、配慮書手続きの省略や環境影響評価手続の簡素化などで迅速化できるようにしていただきたい。(日本風力発電協会) (再掲)
- 人と自然との豊かなふれあいに関する評価を、視覚的に捉えられる景観やレクリエーションとしてのふれあいの場のみの評価から、地域が重要と考える自然・社会環境への影響を評価する仕組みとすることが必要。(日本自然保護協会)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成 25 年 3 月改訂、環境省)
- 「風力発電所のリプレースにおける環境影響評価手法の合理化に関する検討報告書」(平成 27

年1月、環境省)

- 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環境省水・大気環境局長通知)
- 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)
- 「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」(平成29年3月、洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会)

論点7：ティアリングによるメリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定について

- 配慮書の検討結果が、メリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定に活かされていないことへの対応。

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (3) 調査、予測及び評価は、選定された環境影響評価の項目(以下「選定項目」という。)ごとに行うものとする。調査、予測及び評価に当たっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用するものとする。

<第1回検討委員会における委員からの意見>

- 米国では合理的な意思決定を行うためのツールとして環境影響評価が位置付けられている。日本ではメリハリが付けられず、最大限を目指してしまいがちである。海外と日本では考え方に相違があるのでそれを意識して議論するべき。
- 方法書以降の手続において、配慮書の結果がどのようにティアリングされているかの確認が必要。
- 配慮書手続の結果を活用し、以降の手続にティアリングすることにより、方法書以降の手続においてメリハリの効いた項目選定が可能となることを目指していたのではなかったか。
- ティアリングやメリハリがなぜうまくいかないのか、という点に関しては、コンサルタント会社などの実務者へ非公開のヒアリングを行うことで実情を把握できるのではないか。
- 「ベスト追求型」は良いことだが、全ての項目を100%の精度で実行しなくてはならないと解釈されてしまっている面もあって、メリハリということに対しては、ブレーキ役になってしまっている。

<環境影響評価図書の分析の結果>

- ほとんどの事例において、配慮書における検討結果を基に重点的な調査や予測を行ったことが記載されていなかった。
- 方法書段階における事業決定に係る検討経緯は、半数以上の事例で具体的な内容が記載されていたが、検討経緯が記載されていない事例や記載があったとしても具体的でない事例も存在した。

○参考項目のうち、非選定としている項目があるものが多く、その理由が明記されているものがほとんどであった。

○一方、手法の重点化や簡略化に関する記載がなされている事例はなかった。

<地方公共団体からの意見>

○参考項目について、地域特性や事業特性に応じて追加等を行うべきとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

○配慮書段階等で取得したデータを使用する場合のデータの代表性や有効性を裏付ける方法や基準などが示されていると、ヒアリングを進めるために効果的。(日本環境アセスメント協会)

○参考となるこれまでの事例について、公開されるか、そのまま公開されないとしても、環境省等で事業者が判断材料となる資料をとりまとめることが必要。配慮書の結果をどのように活用するのか、具体的なケーススタディを示すなども有効。(日本環境アセスメント協会)

論点8：専門家等からの助言について

○方法書以降の手續において、専門家等からの助言を受けた場合に、専門家の属性等や選定の根拠が明らかになっていない事例があることへの対応。

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

三 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項

(3) 事業者が、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

<環境影響評価図書の分析の結果>

○方法書以降の図書においては、多くの事例でスコーピングに際して専門家等の助言を得ていたが、専門家の属性等が明らかにされていない事例が見られた。

<地方公共団体からの意見>

○方法書以降の手續において、専門家の専門性の確保を担保する仕組みが必要であるとの意見や、都合のよい意見だけを抜粋して掲載した事例があるとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

○希少動植物種の事前調査については、関係機関や利害関係にない専門家、その場の自然環境の知識をもつ NGO 等も含めた協議の場を設けて、調査の必要性の可否も含め、調査方法や

期間等の詳細の合意を得て実施すべきである。(日本自然保護協会)

論点 9 : 「ベスト追求型」の評価及び環境保全措置について

○環境影響の回避・低減に係る評価や環境保全措置は、事業者により「実行可能な範囲内」で行うこととしているが、「必要最小限に行えばよい」との誤解を与えているおそれがあることへの対応。

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

(2) 環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものとする。

二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

(2) 環境保全措置は、事業者により実行可能な範囲内において検討されるよう整理されるものとする。

<第1回検討委員会における委員からの意見>

○環境影響評価制度は、事業者ができる限りの対応を行うものであり、「実行可能な範囲」という言葉が「必要最小限に行えばよい」と誤解されないようにすべき。

第五 環境保全措置指針に関する基本的事項

論点 10 : 事後調査について

○事後調査の内容や終了の判断に専門家の助言を受けること等が位置づけられていない事例が多いことへの対応。

第五 環境保全措置指針に関する基本的事項

二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

(6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように設定されるものとすること。

イ 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない事後調査の手法が選定され、採用されるものとする。

ウ 事後調査において、地方公共団体等が行う環境モニタリング等を活用する場合、当該対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかである場合等においては、他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容について明らかにできるようにすること。

エ 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとする。

<環境影響評価図書の分析の結果>

- 風力発電事業については、全ての事例で事後調査を実施しているが、ほぼ全ての事例で専門家から助言を受けた等の記載はなかった。半数以上の事例では、事後調査の終了の判断に専門家の助言を受けること等が位置づけられていなかった。
- それ以外の事業では、ほとんどの事例で環境監視を実施している。事後調査を実施する事例では、専門家からの助言を受けたこと等に関する記載がなかった。

<地方公共団体からの意見>

- 事後調査に対して有識者が正式に意見を述べる機会がないとの意見が複数あった。
- 環境監視の位置づけを明らかにしてほしいとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 風力発電事業の事後調査においては、専門家の助言を受けた場合、「不確実な事象を確実」と判断していただくことが困難であるなどの理由により、事後調査が収斂しない傾向があるため、「実行可能な範囲での実施」の記載を盛り込むことが必要（日本風力発電協会）
- 累積的な影響や長期的な影響などは、事業者が単独で実施することは困難であることも想定されることから、国としてモデルケースとしての事後調査の実施を考えることも必要。（日本環境アセスメント協会）

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

論点 11：報告書の作成について

- 工事中又は供用後に必要に応じて環境保全措置の結果等を公表することとされているが、具体的にどのような場合に必要であり、どのような記載とすべきかが明確でないことへの対応。
- 非常に重要な制度であることから、その運用状況をしっかり点検すべきではないか。

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 対象事業に係る報告書の作成は、法第三十八条の二第二項の規定に基づき、報告書作成指針の定めるところにより行われるものである。
- (2) 報告書は、対象事業に係る工事が完了した段階で一回作成することを基本とし、この場合、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、工事中又は供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

<第1回検討委員会における委員からの意見>

- 平成 23 年の法改正で導入された報告書手続について運用状況を点検する必要がある。
- 報告書手続については情報の公開を位置づけた重要な手続である、最終的な情報公開の状況やウェブサイトでの公開の状況等について点検する必要がある。
- 風力発電事業においては、事後調査を行うこととしている事業が多い中で、報告書は風力発電事業で 1 事例が公表された段階である。今後、多くの報告書が公表されることが見込まれるため、先んじて、報告書の作成・公表について整理し、発信すべき。

<環境影響評価図書の実績の分析の結果>

- 評価書において不確実性があるとされた環境保全措置については、環境保全措置の結果を踏まえた評価が行われていた。また、追加された環境保全措置の内容、経緯が説明されていた。
- 事業計画の変更内容は、具体的に記載されていた。一方、事業主体が変更されているが、引き継ぎ内容は記載されていなかった。
- 事後調査の項目及び手法等について専門家等の助言を受けていたが、専門家の所属は記載されていなかった。

<地方公共団体からの意見>

- 工事中又は供用後に必要に応じて環境保全措置の結果等を示すこととされているが、その判断が明確ではない等の意見があった。
- 工事中又は供用後の事後調査についても、報告書の作成等を義務づけるべきとの意見があっ

た。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 今後事後調査のデータが増えてくるものと考えられるが、そのデータを集約し、解析し、得られた知見を公表するなど、今後の適切な環境アセスメントの実施のために役立てることが必要。(日本環境アセスメント協会)
- 報告書については、供用時が対象になっていないことや複数回行うことが求められていない。(日本環境アセスメント協会)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」(平成 29 年 3 月、環境省総合環境政策局環境影響評価課)

II. 環境影響評価制度の円滑な実施に向けて

II-1 法制度全体に関する課題

課題1：より上位の計画段階における環境影響評価について

<第1回検討委員会における委員からの意見>

- 風力発電については、ゾーニングの段階で、配慮書段階で考慮すべきことかなり考慮されてゾーニングされていることから、環境影響評価の簡素化の観点で、どう生かすかということを検討する必要がある。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 政策・事業の立案・計画段階での環境影響評価制度である戦略的環境アセスメント法を制定することが必要。(日本自然保護協会)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「第五次環境基本計画」(平成30年4月)抜粋
事業の位置・規模等の検討を行う段階より上位の政策・計画の策定時に適切に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの実施方策について検討する。
- 「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第1版)」(平成30年3月、環境省)

課題2：配慮書の位置づけについて

<第1回検討委員会における委員からの意見>

- 配慮書がワンパターン化しがちで、地域の特性を把握しきれていないことから、様々な運用の方法、配慮書の位置づけも含めて検討する必要がある。

<関係団体等のヒアリング資料>

- リプレースを行う風力発電事業については、送電線や道路が既に整備されており土地の改変や工事中の環境影響が極めて限定的であること、また、既設の規模は変えず配置を変えるなどにより環境負荷の低減を図ることも十分可能であるため、諸条件を大きく変更しない場合は、配慮書手続きの省略や環境影響評価手続の簡素化などで迅速化できるようにしていただきたい。(日本風力発電協会)(再掲)

課題 3 : 法の対象事業種の見直しについて

<第 1 回検討委員会における委員からの意見>

- 防潮堤の建設、メガソーラー（大規模太陽光発電事業）の設置、CCS 事業など、環境影響の懸念がある大規模な事業についての実態を調査し、対応を検討すべき。

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「第五次全国環境基本計画」（平成 30 年 4 月）抜粋
将来的に環境影響評価法の対象となりうる事業について、環境保全の観点から必要な調査・検討を進め、必要な措置を講じる。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 風力発電事業の対象規模要件については、環境影響評価法改正施行後に環境影響評価手続を行っている風力発電施設の 1 件当りの事業規模が増大していること、また、今後導入拡大が見込まれる洋上風力発電の開発計画の増加を踏まえると、対象事業規模を諸外国と同等レベルである「第 1 種事業：50,000kW 以上」に見直すことが必要。（日本風力発電協会）
- 環境影響評価法の対象事業の範囲を拡大し、すべての開発事業とそれに伴う行為において生物多様性に配慮したスクリーニングを実施し、重要な自然環境が確実に保全されるようにすることが必要。（日本自然保護協会）
- 耐用年数を迎えた構造物を撤去する際のアセスメント規定を設けることが必要である。（日本自然保護協会）

課題 4 : 小規模事業等の扱い及び簡易アセスについて

<第 1 回検討委員会における委員からの意見>

- 風力発電については、ゾーニングの段階で、配慮書段階で考慮すべきことかなり考慮されてゾーニングされていることから、環境影響評価の簡素化の観点で、どう生かすかということを検討する必要がある。
- 環境影響の程度が大きくないような事業に関して簡易アセスを導入すべきということについて議論が必要。
- 小規模火力発電所について「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集」がとりまとめられたが、これに基づく自主アセスの実施状況はどうか。小規模アセスを自主的に行っていただくという検討が活かされているかのフォローアップが必要。

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「第五次全国環境基本計画」（平成 30 年 4 月）抜粋
環境影響評価法の対象外である事業についても情報収集に努め、必要に応じて、事業の計画・実施に際しての環境配慮を促進させる方策を検討する。

- 「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント 実務集」(平成 29 年 3 月、環境省)

課題 5 : 情報交流の拡充について

<第 1 回検討委員会における委員からの意見>

- 最終的な報告書の公開の状況、インターネットでの情報公開等についてどのように運用されているか、点検が必要。
- 環境影響評価図書の縦覧後の公開の考え方を整理し、社会の共有財産として取り扱う方策を検討すべき。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 過去の環境影響評価書や事後調査の報告書などの参考事例となる情報が公表されることにより、類似事例に基づいた根拠が明示できると考えられ、メリハリのある項目選定や手法選定につながる。(日本環境アセスメント協会)
- 住民参加、情報公開をさらに進めるために、公告期間を環境影響評価の手続き中の全期間に拡大し、この間、印刷・閲覧可能な電子データによる公開を義務付けることが必要。(日本自然保護協会)
- 調査の重複や自然環境保全上重要な地域への情報不足による開発計画立案があることから、環境影響評価図書の環境省図書館への納入を義務付けることが必要。(日本自然保護協会)
- 一般への配慮書の公表方法として、インターネットを使用する機会が多いが、ダウンロードや印刷を不可とする事業者が大変多く、縦覧期間終了後は閲覧できないことへの対応が必要。(千葉県)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「第五次環境基本計画」(平成 30 年 4 月) 抜粋
環境影響評価に必要な環境基礎情報や実施事例の提供等、情報基盤の整備を進める
- 環境影響評価図書の公開について(平成 30 年 3 月 30 日、環境省大臣官房環境影響評価課長)

課題 6 : 環境影響評価手続の再実施について

<第 1 回検討委員会における委員からの意見>

- 環境影響評価の後で長期に未着工な場合について、環境影響評価を再実施すべきではないかという課題がある。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 環境影響評価の手続き中に計画変更があった場合における、方法書段階に戻る手続きのやり

- 直し規定を設けることが必要。(日本自然保護協会)
- 環境影響評価手続き終了後の「軽微な」計画変更の環境省への通知を義務化し、通知を受けた環境省は、環境への影響の度合いに応じて事業者を適切に指導することが必要。(日本自然保護協会)
 - 環境影響評価書に有効期限を設けることが必要。(日本自然保護協会)

課題 7：特定環境影響評価の取扱いについて

<第 1 回検討委員会における委員からの意見>

- 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づいて、震災復旧のための事業について法手続の簡素化を図る特例措置がとられたが、災害時の扱いについて一般化を検討するかという課題がある。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 大規模災害後の復旧・復興事業に関して、計画立案段階での環境影響評価制度を制定することが必要。(日本自然保護協会)

II-2 制度の円滑な運用に関する課題

課題 1：累積的影響の評価について

<第 1 回検討委員会での意見>

- 幾つかの事業が累積・複合することで様々な影響が出てくることに対して整理しておく必要がある。

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「第五次環境基本計画」(平成 30 年 4 月) 抜粋
環境影響評価に関し、国、地方公共団体及び関係団体等が連携・協力して、適切な環境配慮の確保に向けた共通基盤を整備し、累積的・複合的影響の低減にも資するよう、制度の在り方も含め検討し、総合的に推進する。

課題 2：評価結果のフォローアップについて

<第 1 回検討委員会における委員からの意見>

- 環境影響評価の後、許認可をされた場合に、環境影響評価がどのように考慮されたかということについて公表することが、環境影響評価の実効性を高めるためには極めて重要。
- フォローアップの方法として、事業者ではなく許認可権者が許認可を行う際に、環境への配慮を求めた事項を公表する方法もあるのではないかと。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 関係自治体、主務官庁などの行政機関に、回避された重要な自然環境に対して保護担保措置を実施することを義務付けることが必要。(日本自然保護協会)
- 環境保全措置等の事後評価のための第三者による監視委員会の設置と、その公開を義務付けることが必要。(日本自然保護協会)
- 免許等に係る環境の保全の配慮についての審査の際には許認可権限を持つ主務大臣は、環境大臣の意見を聞くことを義務付け、環境への配慮が確実に履行されるようにすることが必要。(日本自然保護協会)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「第五次環境基本計画」(平成30年4月)抜粋
環境影響評価の実施後においても報告書手続等を活用し、フォローアップに努める。

課題3：環境影響評価の技術手法等に関する情報収集・整理について

<第1回検討委員会における委員からの意見>

- 再生可能エネルギーの環境影響評価の迅速化の報告書では、コウモリ類に関する技術情報が掲載されている。これらを参考にコウモリの調査手法を取りまとめるべき。
- 陸上の風力発電事業による鳥類への影響リスクを整理したセンシティブティマップが公表されたが、洋上についてはとりまとめられていない。洋上のデータ収集に努める必要がある。
- 海洋の生物に関する情報がほとんどないことから、今後の洋上風力発電の事業者には、モニタリングを実施してもらい、情報を収集・公表してもらえるような働きかけが必要。

<地方公共団体からの意見>

- PM2.5の予測手法の開発を進め、大気質の評価項目に追加してほしいとの意見があった。

<関係団体等のヒアリング資料>

- 風力発電事業において、「予測及び評価手法が確立されていない事項(例:コウモリや小鳥類、騒音における純音成分など)」や、「予測及び評価の対象ではない事項(例:バードストライクの衝突確率など)」についての環境影響評価の必要性の判断、必要なものについての予測及び評価手法の確立が必要。(日本風力発電協会)
- 風力発電事業については、環境影響の低減のために事業規模を縮小することによる温室効果ガスの削減量の減少も勘案するなど、気候変動対策(地球温暖化対策)の効果も考慮した再生可能エネルギー発電事業の実施意義を踏まえた評価を行うことが必要。(日本風力発電協会)

<環境影響評価に関連する施策・技術の動向>

- 「第五次環境基本計画」(平成30年4月)抜粋

環境影響評価に係る最新の技術的手法の研究開発・普及や必要な人材育成に取り組む。

- 環境アセスメント迅速化手法のガイド ―前倒環境調査の方法論を中心に―（平成 30 年 3 月、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）
- 風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ（平成 30 年 3 月、環境省）
- 環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集（平成 29 年 4 月、環境省総合環境政策局環境影響評価課）
- 洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書（平成 29 年 3 月、洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会）
- 大型ばい煙発生施設の排煙処理装置における PM2.5 の除去特性に関する研究（平成 29～31 年度、環境研究総合推進費）
- 光化学オキシダント等大気環境に係る科学的知見等に関する調査（概要）（平成 30 年 3 月、大気環境に係る科学的知見等に関する調査検討会）